

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対する意見

社団法人 第二地方銀行協会

1. 総論

- 銀行等による保険募集については、金融審議会第二部会報告（平成 16 年 3 月）において、「遅くとも本報告後 3 年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当である」とされていることを踏まえ、2 年間のモニタリングの結果、特段の問題がない場合には、速やかに全面解禁に移行していただきたい。
- 新たな弊害防止措置については、2 年間のモニタリングの結果、圧力販売の防止の観点から緩和しても問題ないと判断されるものについては、その緩和を検討いただきたい。

2. 各論

該当箇所	意見	理由等
保険業法施行規則第 211 条第 1 項第 1 号等関連	アパートローンについて、事業性でないと判断されるものについては、住宅ローン関連商品と同様の取扱いが可能ではないか。	業界共同の団体信用生命保険制度には、「住宅ローン団信」と「事業性ローン団信」が存在し、アパートローンについては、明らかに事業性のものを除き、「住宅ローン団信」を付保できるルールとなっている。したがって、このルールに基づき「住宅ローン団信」を付保しているアパートローンは、事業資金の貸付けから除く取扱いが可能と考える。
保険業法施行規則第 211 条第 1 項第 2 号関連	一時払終身保険の解禁にあたり、個人年金保険の終身死亡保障特約付加を可能としてほしい。	他業界（証券会社）との競合又は終身保険の解禁を考慮すれば可能とすべきと考える。
保険業法施行規則第 211 条第 2 項第 1 号等関連	非公開金融情報を保険募集に利用する場合および非公開保険情報を保険募集以外の業務に利用する場合は、一顧客につき一度に同意を取得すればよいと考えてよいか。また、当該同意を得るための文書に、他の弊害防止措置に関する説明文言（保険契約に係る取引が当該銀行等の当該顧客に	非公開金融・保険情報の利用に関する場合は、一顧客につき一度同意を取得すればよいことを確認したい。また、当該同意を得るための文書に他の弊害防止措置に関する説明文言も併せて記述している場合の対応を確認したい。

該当箇所	意見	理由等
	<p>関する業務に影響を与えない旨の説明等) を併せて記述している場合には、すでに当該文書により非公開金融・保険情報の利用につき同意を得ている顧客であっても、新たな保険募集の都度、当該文書を示して他の弊害防止措置に関する説明を行い、確認を得る必要があるのか。</p>	
<p>保険業法施行規則第 211 条第 2 項第 3 号等関連</p>	<p>法令等遵守責任者は、販売行為を行えないのか。</p>	<p>証券業務の内部管理責任者については証券業務に係る販売行為を行わせないこととしている銀行もあるが、保険募集に係る法令等遵守責任者にも同様の対応が必要となるかどうか確認したい。</p>
	<p>法令等遵守責任者・総括責任者は、生命保険募集人資格および損害保険募集人資格を取得している者でなければならないか。</p>	<p>法令等遵守責任者・総括責任者の要件を確認したい。</p>
	<p>法令等遵守総括責任者は、取締役でなくてもよいか。</p>	<p>法令等遵守総括責任者の要件を確認したい。</p>
<p>保険業法施行規則第 211 条第 3 項第 1 号等関連</p>	<p>「常時使用する従業員」の定義は何か。</p>	<p>雇用形態には正職員、臨時職員、嘱託、パート等があることから、「常時使用する従業員」の定義を確認したい。</p>
	<p>融資先規制にある常時使用する従業員数の確認は、現在銀行が保有している融資先情報により行えばよいか。</p>	<p>顧客(融資先の従業員)からの聞き込み等による情報と、銀行が把握している従業員数が異なる場合が有り得る。</p>
<p>保険業法施行規則第 211 条第 3 項第 1 号関連</p>	<p>手数料を得なければ、保険募集制限先に対しても保険募集を行ってよい、と解釈してよいのか。</p>	<p>事業資金の融資先で保険加入の希望がある場合など、顧客の便宜を図るため手数料を無視しても取り扱いたいというケースが想定される。</p>
<p>保険業法施行規則第 211 条第 4 項関連</p>	<p>特例地域金融機関が、融資先法人若しくは融資先である個人事業者の従業員又は融資先法人の役員以外の者に対して、保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合は、小口</p>	<p>規定の解釈を確認したい。</p>

該当箇所	意見	理由等
	(1,000万円以下)に限定されないという理解でよいか。	
	特例地域金融機関となるための手続きは、保険募集指針に、融資先法人若しくは融資先である個人事業者の従業員又は融資先法人の役員に対して、保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合は、小口(1,000万円以下)に限定する旨の定めを記載することのみという理解でよいか。	特例地域金融機関となるための手続きを確認したい。
	特例地域金融機関は、小口(1,000万円以下)に限定しなければならない保険契約者を名寄せして管理しなければならないのか。	「保険契約者一人当たり」の解釈を確認したい。
	例えば、特例地域金融機関である銀行が募集し、1,500万円の保険金を支払う保険契約を締結した個人が、当該銀行の融資先に転職した場合、すでに締結した1,500万円の保険契約はどのように取り扱うことになるのか。	保険契約の締結後に小口(1,000万円以下)に限定しなければならない対象先となった場合の取扱いを確認したい。
	当初は特例地域金融機関にはならず、途中から特例地域金融機関となることは可能か。また、その逆は可能か。	経営戦略・方針は途中で変更されることもあり得るため、左記のような対応が可能かどうか確認したい。
保険業法施行規則第234条第1項第9号等関連	少なくとも融資申込先企業の従業員は、本規定の適用の対象外とすべきである。	勤務先企業が銀行に融資を申し込んでいるかどうかを、顧客(企業の従業員)自身は知らないのが通常であるため。
	「資金の貸付けの申込みを行っている」とは、①借入申込書等の書面により申込みを受け付けた時点、②顧客が口頭で借入れの意思表示をした時点、③当該顧客に資金需要があることを知った時点、のどの時点を指すのか。また、極度額を設定し反復融資を実行する当座貸越等の場合は、「極度額設定に関する申込みがあった時点」と解釈してよいか。	どの時点から「資金の貸付けの申込みを行っている」ことになるかについて確認したい。

該当箇所	意見	理由等
平成 17 年内閣府告示第 1 条第 1 号関連	特例地域金融機関の場合、「貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」であっても、その担当者が自ら担当している融資先の関係者に対する保険募集を行わないことを確保する措置を講ずれば、当該融資先の関係者ではない先に対する保険募集については制限されない、と解釈してよいか。	規定の解釈を確認したい。
事務ガイドライン 1-15-4①イ関連	保険募集制限先に該当するかどうかを顧客の申告により確認する場合、顧客に対し、書面に勤務先、従業員数の記載を要請することは、勤務先等の情報提供の強制に該当するのか。仮に該当するのであれば、具体的にどのような方法で確認すればよいか教えていただきたい。	保険募集制限先に該当するかどうかの確認方法を確認したい。
事務ガイドライン 1-15-4①（注 1）関連	貸付先に関するデータベースの作成および更新後 1 年間は、そのデータベースによる確認のみで保険集制限先を判断して差し支えないか。 データベース更新時に、保険募集制限先に該当することが判明した先で契約が既に締結されていた場合は、保険募集制限先に対する保険募集として法令違反に問われることはないと考えてよいか。	データベースの更新時に判明した保険募集制限先に対する保険募集が法令違反となるのであれば、実際問題としては、募集の都度、確認することが必要となるため、データベースを作成する意味がなくなることから、左記の対応で差し支えないことを確認したい。

以 上